

議員発案第 2 号

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年12月20日 提出

提 出 者 三条市議会議員 西 川 重 則

賛 成 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

同 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を継承した3つの株式会社と三事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化された。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経過がある。

しかしながら、現状において郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されている。こうしたことは、特に公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一本化するなど経営形態の見直しが求められている。

よって、国におかれては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在国会で継続審議となっている郵政改革法案を速やかに成立させ、国民の期待にこたえるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

三条市議会議長 下 村 喜 作

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 郵政改革担当大臣